

平成 30 年度 第 5 回大和市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時 平成 30 年 11 月 29 日 (木) 13 時 00 分から 14 時 30 分
場 所 大和市保健福祉センター 4 階講習室 I・II
出席者 委員 7 名、事務局 7 名
内 容

1. 開 会
2. 内 容
 - 1) 報告
 - ・地域包括支援センター配置職員の異動状況について
 - 2) 議事
 - (1) 介護予防支援の委託について
 - (2) 地域包括支援センターの事業評価について
 - 3) その他
3. 閉 会

配布資料

資料 1	包括委託状況報告
資料 2	介護予防支援委託先
資料 3	地域包括支援センター事業評価について
資料 3 の参考資料 1	地域包括支援センター用(評価指標を活用した業務チェックシート) 9 包括及び市
資料 3 の参考資料 2	市町村及びセンター評価指標 (趣旨・考え方・時点・留意点等)

1. 開 会

- ・事務局挨拶
- ・大和市地域包括支援センター運営協議会規則(以下「規則」という)第 6 条第 2 項の規定に基づき、出席者が過半数に達しているため会議成立の旨を報告
- ・会長挨拶
- ・会長の司会により、次第に沿って進行

2. 内 容

1) 報 告

・地域包括支援センター配置職員の異動状況について

○資料に基づき事務局より説明

<質疑応答> なし

報告事項について、委員全員一致により了承とする

2) 議 事

(1) 介護予防支援の委託について

○資料に基づき事務局より説明

<質疑応答> なし

議事事項については、委員全員一致により承認とする

(2) 地域包括支援センターの事業評価について

○資料に基づき事務局より説明

<質疑応答>

会 長：「夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知をしているか」というセンター指標についてだが、全国調査結果が56, 1%と低い。土日夜間を含めた窓口の常時開設は、現実的に厳しいと考えるが、緊急性がある場合はどうなっているのか。

事務局：地域包括支援センターや高齢福祉課で関わっていて土日夜間対応が必要になるケースの場合は、あらかじめ個別に連絡先を伝えて対応している。

会 長：私も最近関わったケースでは、在宅で看取りをするつもりで市や地域包括支援センターも関わっていた方がいた。訪問した看護師が、生活介護課や地域包括支援センターに連絡したが、担当職員が不在などですぐに対応してもらえず、結果、警察を呼んでしまい、私の病院にもどういう方なのか警察から問い合わせがあった。結果として、司法解剖されてしまった事例があった。地域ケア会議も行い関係者で共有していたが、どの関係者にも連絡が入らず窓口がよく判らなかつた例であった。窓口がどこなのか判りにくいと、適切な対応をとることができないこともある。また、各部署の全てで24時間の

対応をするのは負担が大きいと思うので、現実的には、必要な部署に連絡ができる体制を構築するのが良いのではないかと。

事務局：行政の窓口を土日夜間でも対応できるようにしており、関係者にも周知している。緊急時に市に連絡が入った場合、地域包括支援センターで詳細な情報を把握している場合は市から地域包括支援センターへ問い合わせ等を行っている。

会 長：「個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか」というセンター指標について、全国調査結果が81.4%と高いのはなぜか。

事務局：地域包括支援センターは市からの委託業務を受ける機関と、ケアプラン業務を行う指定介護予防支援事業所の2つの機能を持つが、事業所は、責任者配置義務があるので、それを以て配置していると解釈されたと推測される。

会 長：この調査結果は、責任者という肩書があれば、指標には当てはまるということか。

事務局：大和市では、ケアプラン業務を行う指定介護予防支援事業所としては、責任者配置を義務付けているもの、総合相談業務を行う市からの委託業務を行う地域包括支援センターとしては契約で責任者配置を義務付けていなかった。実際は、事業所の責任者が委託業務に関しても責任者である事が多いと思われるが、今後は指定介護予防支援事業所と地域包括支援センター事業の委託業務のどちらにおいても責任者配置を定めなければ、指標に当てはまらないということなので、次年度契約にその旨等を追加することを各法人と調整する。

会 長：「生活支援コーディネーター」は、既存の地域包括支援センターでどのような職種の方がやるのか。

事務局：大和市の場合、生活支援コーディネーターは地域包括支援センターの職員に限定していない。各地域の中で、その地域に精通している方を選んでいただくことが前提となっているため、現状としては過去に民生委員・児童委員をしていた方、地域でボランティアをコーディネートしている方が選ばれている。他市では、地域包括支援センター職員に限定している自治体もあり、その場合は社会福祉士などが担っている。

会 長：所属については様々であり、地域包括支援センターの職員だけに限定せず、選んだ方に入ってもらえるものなのか。

事務局：そうである。また、地域が主体的に活動することにより初めて地域包括支援センターと連携がとれて、協議体の設置等が進んでいくものであるが、その連携の有無が、地域包括支援センターの評価として指標が設定されてしまっている。

会 長：地域に任されていることと、理解した。

委 員：参考資料1について、各地域包括支援センターの評価が示されているが、自己評価なのか、第三者による評価なのか。

事務局：原則は自己評価である。一部、明らかに国の評価基準等と地域包括支援センターの実績から判断して、相違がある場合は市からアドバイスや修正を依頼する項目もあった。

委 員：今回のセンター指標について、優劣をつけるものではなく、機能を強化していくためのものという説明であったが、国の指標ということで運営基準のようなものではないのか。

居宅介護支援事業所に置き換えて考えると、ケアマネジャーは運営基準を守らなければペナルティがある。地域包括支援センターの指標が、365日24時間体制で対応することが、現実的に難しいとのことだが、やらなければならないと考えるがいかが。

事務局：この指標は、実際に24時間体制で対応しているかということではなく、それを周知しているかを問う指標である。各地域包括支援センターには原則として24時間体制をとるように義務付けており、実施している。併設されている施設が受けて担当の地域包括支援センター職員へ連絡するか、または、緊急時の電話が当番の職員の携帯電話へ転送されるなどの体制を各地域包括支援センターがとっている。

会 長：やっているのであれば、あとは周知すればよいと思う。

事務局：あくまで緊急時の窓口なので、軽微な相談等が多く入ると、平日の職員のシ

フトにも影響がある可能性がある。土日夜間対応窓口の周知については、表現等、誤解が生じないように今後、検討する。

委員：評価は、今後、毎年実施していくのか。

事務局：今年度初めて国から指標が示されたため若干、指標の修正など見直しが行われると思うが、評価は原則毎年行っていくものである。

委員：苦情に関しての対応は、評価の項目として含まれているか。困難なケースだと、なかなか解決せず苦情に繋がってしまう場合もあると考えられるが、地域包括支援センターで対応するのか、それに代わる場所があるのか。

事務局：地域包括支援センターの業務内容は、指定事業所としての機能と市からの委託の機能があり、市からの委託の機能については、地域包括支援センターで対応できない場合は高齢福祉課が受けることになる。指定事業所としての苦情は、他の事業所と同様に、問題があった場合は介護保険課で対応する。

委員：相談支援の継続について、スーパーバイザーの役割は地域包括支援センターに配置されている3職種の中で担っているのか、もしくはセンター長が担当しているのか。また、ケースに対して終結を判断する立場の方がいるのか、もしくは各々の専門性を活かして判断しているのか。難しいと思うが、スーパーバイザーの役割があり機能していれば、終結へ向けていくことができるのではないかと。

事務局：3職種の配置に関しては、経験年数などが各包括支援センターで異なるため、その中で一番経験がありバランスを持って状況把握ができる方が、職種にかかわらずセンター長になって頂いている。そのため、最終的な判断はセンター長が行う。困難なケースに関しては、複数の課題を抱えているため、当初の課題は解決したもののその過程をみると別の課題が続いており実際には終結と判断することが難しい事が多い。何をもって終結と判断するのか、今後地域包括支援センターと市で協議を行い、整理していきたいと考えている。

委員：経験が浅い方もいらっしゃるということであるが、事例が多く多忙であるため研修体制が整えられないなど、働き方に関して難しい部分があるのか。

事務局：相談は多岐にわたるため難しい事例も多いが、職場を離れて一斉に受けられる研修の機会などを多く設けていかなければいけないと考えている。

委員：保健師の採用が難しく、県では広域で募集をしていると聞かすが、大和市でも市外に対しての人材確保を考えてはどうか。

事務局：ご意見について、市の採用については所管課に伝え、各地域包括支援センターには各法人に伝える。

事務局：終結条件に関する補足だが、今回の指標は相談を受け支援を行うケースの終結条件を市と地域包括支援センターで定めたいという点で、データまたは紙面で整備されているかということをお伺いしているため、当てはまる地域包括支援センターがなかったということである。

また、指標全般について国で示された評価であるが、必ずしも各地域包括支援センターの機能の全てについて評価できるものではないと考えており、各委員のなかから現状を確認したい項目や改善が必要と思われる項目などあれば、今後ご提案していただきたいと思う。

委員：中央林間地区に新しくマンションができ、高齢の方が多くなるかと思うが、高齢者が増え業務が増えることについて、何か対応は考えているか。

事務局：ここ数年、新しいマンションが建築されているが、中央林間地区のみ高齢化率が20%を下回っており、一概には言えないが、マンションには子育て世代や若い世代の入居が多いのではないかと考えている。

議事事項について、委員全員一致により承認とする

4) その他

- ・次回の大和市地域包括支援センター運営協議会は1月17日（木）の午後を予定しており、決定次第通知する。
- ・議事録については、議事録案を作成し各委員に確認していただいた後に、市のホームページに掲載する。

4. 閉 会

- ・職務代理より閉会挨拶